

「浄化槽撤去費補助金」のご案内

～下水道接続に伴う浄化槽撤去が対象～



■浄化槽撤去費補助金制度について■

公共下水道及び農業集落排水（以下「下水道」という。）に接続する際、不要となる単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽（以下「浄化槽」という。）を撤去しようとする方に対し、浄化槽を撤去するための経費の一部について補助します。※ 令和11年度までの補助金制度です。

1. 補助対象者

下水道への接続に伴い、浄化槽を撤去しようとする方（市内へ移住予定の方を含む）で、次のすべてに該当する方

- (1) 下水道に接続していないこと
- (2) 国、県又は市の同様な制度による補助を受けていないこと
- (3) 市税及び下水道受益者負担金・分担金を滞納していないこと
- (4) 浄化槽の設置場所と同一敷地から下水道への接続工事を行うこと

2. 補助対象工事

下水道への接続のため、既存の浄化槽を撤去するための工事で、次に掲げる経費を補助対象経費とする。

- (1) 浄化槽の清掃及び撤去に関する経費
- (2) 浄化槽の処分に要する経費
- (3) 浄化槽の撤去後、埋め戻しに要する経費

※ 個人が所有する住宅などの建て替え、リフォームに伴う下水道接続と同時に実施する浄化槽の撤去も対象になります。

※ 同一年度内に工事着工及び完成する工事が対象になります。

3. 補助金の額

浄化槽1基につき120,000円を限度とする。

4. 申請手続き

- 【申請書類】 浄化槽撤去費補助金交付申請書
・提出先窓口で申請書を配布します。ホームページからもダウンロードできます。
※排水設備工事開始の7日前までに申請してください。
※申請前に工事を行ってしまうと補助対象になりませんので、ご注意ください。

- 【添付書類】 ① 撤去する浄化槽の位置を示した配置図
② 補助対象工事に係る見積書の写し
③ 排水設備計画確認通知書の写し
④ 申請者の納税証明書（滞納のない証明）

【提出先】 下記の申請・問合せ先窓口へ提出願います。

申請・問合せ先

一関市役所	下水道課普及係	21-8572	（〒021-8501 一関市竹山町7番2号）
千厩支所	東部上下水道課下水道係	53-3970	（〒029-0803 一関市千厩町千厩字北方174）